

令和2年3月3日

保護者の皆様へ

学校法人修立幼稚園  
理事長 横井 司朗

## 3月5日（木）以降の幼稚園開園について

日頃より本園の教育・保育にご理解ご協力頂き、また、この度の新型コロナウイルス予防の対応にご協力くださり、誠にありがとうございます。

さて、先般お伝えした通り、今後の方針につきまして、下記の通り示します。

本園の休園基準に準じ、3月5日（木）以降、本園は3月19日（木）の修了式予定であった日まで、原則通常開園、及び自由登園とします。

外部参加者の伴う行事の自粛と衛生管理の徹底を再度熟考し、幼稚園として、これまで通り教育・保育を実施していく判断となりました。

ただ、一方で、集団での活動にご心配の声もあると思われまふ。そのため、3月2日から4日の期間と同様に、保護者判断によるお休みについても欠席扱いとしない自由登園とすることで対応いたします。

なお、原則通常となりますので、給食提供、バス運行も通常と変わらず行います。

風邪の症状あるいは発熱等、または保護者判断によるお休みの場合において、欠席扱いにしません。

（公欠・出席停止扱いとします。）

### 記

#### 1. 衛生管理

感染予防対策を徹底します。先般の通知（別紙2）の徹底とともに、微熱、軽い咳、鼻水などの比較的軽度の症状であった場合も、保護者に連絡をとった上で、帰宅を促すことがあります。

#### 2. 欠席連絡

電話、コドモンシステム、Emailにてお願い致します。

給食食数、バス運行時間の調整を伴うため、事前連絡のご協力をお願い致します。

#### 3. 今後の対応方針

鳥取県内において新型コロナウイルスの感染が確認された場合、直ちに休園措置とします。

この方針は、社会情勢、状況により変更の可能性があります。

※その他、新型コロナウイルスの対応については鳥取県通知の「新型コロナウイルス感染症の県内発生期における保育施設の対応基準」（令和2年2月28日）【別紙1】を参照し、随時判断してまいります。

## 新型コロナウイルス感染症の県内発生期における保育施設の対応基準

令和2年2月28日

新型コロナウイルスは感染力が強いウイルスであることから、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設）内に持ち込まれないように、また感染拡大防止に備える必要があるため、県は各段階における市町村の対応基準を次のとおり定める。

保育の実施主体である市町村は、県からの要請を受け必要な措置を保育施設へ指示する（鳥取市以外の届出保育施設については、県から直接要請する）。なお、県からの要請がない場合であっても、市町村は必要な措置を保育施設へ指示することができる。その場合には、措置に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて県や関係機関と相談の上、決定することとする。

また、幼稚園については、学校保健安全法第二十条の規程により、設置者の判断で休園することができることから、本対応基準の対象施設から除外することとし、幼稚園の設置者は文部科学省からの通知、本対応基準及び県教育委員会が策定した県立学校用の対応基準等を参考に休園判断をするものとする。

### 1 県内発生期かつ施設内発生未確定期（陽性未確定）

- (1) 児童や職員で、発熱はないがかぜ様の症状が出た場合には、可能な限りの期間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。
- (2) 児童や職員で発熱等の新型コロナウイルス様の症状が出た場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで、当該児童の登園停止や職員の自宅待機を要請する。また、児童や職員の家族などの同居人に同様の症状が出た場合は、感染の有無が確定するまでの間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

### 2 施設内発生期（陽性確定）

- (1) 児童や職員において1人でも陽性が確定した場合  
陽性が確定した児童や職員は陰性が確定するまでの間、登園停止や休暇とする。  
当該保育施設については、原則として施設全体について14日間の休園を要請する。なお、休園解除及び休園期間の延長・短縮の決定に当たっては、園医や所轄保健所と相談の上決定することとする。  
当該保育施設が休園している場合、仕事を休むことが困難な保護者の入所児童については継続して自園での保育ができるよう必要な措置を講じる。
- (2) 児童や職員の家族などの同居人において陽性が確定した場合  
同居人と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

(3) 地域で蔓延した場合

感染拡大の防止のために必要がある場合には、未発生の園を含めて休園を要請する。この場合、仕事を休むことが困難な保護者の児童について(1)と同様の対応を行う。ただし、自園での保育が困難な場合で休園後14日間の健康状態を観察し、かぜ様及び新型コロナウイルス様の症状が認められない児童については、市町村が指定する保育施設で受け入れるものとする。また、市町村域を超えて利用調整を行う必要がある場合には、県は、関係市町村との調整を行う。

<参考：症状別対応・期間整理表>

発症状況		かぜ様の症状	新型コロナウイルス様の症状	感染が確定
児童	対応	【要請】登園自粛	【要請】登園停止	【指示】登園停止
	期間	可能な限り	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで	陰性が確定するまで
職員	対応	【要請】自宅待機	【要請】自宅待機	【指示】休暇
	期間	可能な限り	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで	陰性が確定するまで
家族などの同居人	対応	特段の対応なし	児童：【要請】登園自粛 職員：【要請】自宅待機	児童：【要請】登園自粛 職員：【要請】自宅待機
	期間	—	感染の有無が確定するまでの間	最後に濃厚接触をした日から起算して14日間

## 【別紙2】

### 本園の感染予防対策について

園として感染予防に努めるとともに、保護者の皆様にもご協力をお願いいたします。  
先日マチコミメールにてお知らせしました内容も含め、次のような対策を行います。

#### (ア) 手拭きタオルの使用中止

各自ハンカチの持参をお願いします。

#### (イ) 消毒の徹底

職員玄関及び各下足場入口に消毒液を設置し、登園時に消毒をするようにします。

保護者の方が園内に入る場合も消毒のご協力をお願いします。

#### (ウ) 毎日の検温実施

毎日自宅で検温をしてから、登園をしていただきますようお願いいたします。

3月2日（月）より、持ち帰った体温検温表に検温結果を必ず記入して持ってきてください。

37.5℃以上の熱、呼吸器症状などの体調不良が見られる場合は登園を控えてください。

熱がない場合でも、体調がすぐれないお子様は登園を控えてください。

職員も毎日出勤前に検温を行い、体調管理に努めます。

保護者の方が園内に入る場合にも、検温をお願いします。

#### (エ) その他

登園時や外出後など、手洗いうがいを徹底

こまめな換気の実施

自由遊びでの遊戯室使用はクラス単位で行う

以上